

【エクアドル経済:2017年5月】

1. セーフガード段階的撤廃

5月2日、エクアドル貿易省は、国際収支擁護のための一般セーフガード措置の段階的撤廃が予定どおり進んでいる旨のプレスリリースをHPに掲載した。

国際収支擁護のための一般セーフガード措置の段階的撤廃は予定どおり実施されており、5月1日付で10%の追加関税率が5%に、23.3%の追加関税率が11.7%に引き下げられた。現時点においてセーフガード措置の対象となっている品目は2,152であり、2015年時点と比べて811少なくなっている。追加関税率は、工程表に従い、6月に完全撤廃され、同日にWTOにおける本件に係る審議が終了する予定である。

2. 二国間投資協定(BIT)の廃棄及び再交渉

(1)5月8日、政府の投資保護協定及び国際調停システム監査委員会(CAITISA)は、外国政府と締結したBITについて再交渉を求める勧告書をコレア大統領に提出した。CAITISAによれば、エクアドルが告訴された訴訟案件ですでに判決が出ているもののうち、67%が投資に有利な判決となっており、エクアドル政府は、南米諸国連合(UNASUR)内に南米地域の投資保護システムを創設するよう提案した。なお、5月3日、国会は12か国とのBITの廃棄を承認している。

(2)5月15日、グラス副大統領及びカシネリ貿易大臣は、BITの再交渉を行う対象の17か国(今回、大統領令が公布された16か国及びフィンランド)の大使と会合を持ち、その意思を伝えた。また、17日、カシネリ貿易大臣は、「エクアドルがBITを廃棄した17か国との新たな投資協定の再交渉を提案し、その交渉は交渉委員会が担当することとなった。すでに17か国の大使館にはエクアドル政府としての廃棄決定が通告されており、BITの再交渉プロセスが開始される。再交渉プロセスは数年を要するものとみられるが、政府は再交渉が遅滞なく進められることを17か国の大使館に約束した。」と述べている。

3. 民間銀行の金利動向

エクアドル民間銀行協会(ASOBANCA)によれば、国内民間銀行の貸出金利が2016年9月の平均13.34%から、2017年3月には12.33%に低下したことが分かった。プラド ASOBANCA会長は、金利の低下だけでなく、返済期間の長期化によっても資金需要が拡大していると述べた。なお、2017年3月時点の民間銀行の融資総額は25億1900万ドル。

4. 「政府金融部門合同庁舎」開庁

5月22日、コレア大統領は「政府金融部門合同庁舎(la Plataforma Gubernamental de Gestión Financiera)」の開庁式を行った。同庁舎は11階建て、延べ面積13万2824平米で、12省庁が入居、公務員4,652人が勤務する。駐車場は537台収容でき、職員用として200台分、利用者用として250台分が無料で提供される。その他の駐車場は障害者及び妊産婦専用駐車場となって

いる。

5. デ・ラ・トーレ新経済・財務大臣インタビュー記事

5月28日付当地エル・コメルシオ紙は、「民間セクターが経済の原動力となる」と題し、モレノ新政権のカルロス・デ・ラ・トーレ経済・財務大臣へのインタビュー記事を掲載した。同大臣は、前職がキト・カトリカ大学経済研究所所長で、国際機関でのコンサルタントとしての経験等も有する。

同インタビューで「デ」大臣は、経済プログラムの主軸が「ドル化経済の強化と生産振興の2点であり、エクアドルにはすでに重要なインフラが整備されており、生産能力を有している。経済の原動力として、民間セクター及び小規模零細企業経済(economía popular y solidaria)とともに生産を振興する。」と述べた。また、ドル化経済強化のためには「輸出等の外貨を獲得するすべての活動を刺激する。外国直接投資を誘致するための諸条件を改善・拡大する。」と述べた。

6. ソブリン債の発行

5月30日、エクアドル経済・財務省は、20億ドルのソブリン債を発行した旨のプレスリリースをHPに掲載した。なお、本年の国債発行は、1月の10億ドルのソブリン債発行に続き2回目。

経済・財務省は、20億ドルのソブリン債(償還期間6年、金利8.75%のものを、10億ドル、償還期間10年、金利9.625%のものを、10億ドル)を国際市場において発行した。同国債発行は、本年の年間投資計画におけるファイナンスとして計画されていたものである。同発行に際して、主に欧州、米国、アジアの機関投資家から42億ドルの買い注文があった。

7. セーフガードの完全撤廃

5月31日、エクアドル貿易省は、国際収支擁護のための一般セーフガード措置を、6月1日をもって完全撤廃する旨のプレスリリースをHPに掲載した。

貿易省は、6月1日付で国際収支擁護のための一般セーフガード措置を完全撤廃することを確約する。右により、2015年に輸入規制と貿易収支の改善を目的として採用された同措置が撤廃されることになり、同措置の対象となっている2,152品目に対する追加関税が撤廃される。2017年4月1日には、35%の追加関税率が23%に、15%の追加関税率が10%に、それぞれ引き下げられ、5月1日には、23%が11.7%に、10%が5%にそれぞれ段階的に引き下げられていたが、6月1日をもっていずれも0%に引き下げられる。

(了)